

平成24年3月30日北海道告示第213号における「(仮称)高齢者等活動センター整備事業」(以下「本件事業」という。)の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法(以下「法」という。)第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当することから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、地方公共団体であり、既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

美深町では、高齢者の心身の健康の増進や地域の連帯感の高まりによる町内会活動の推進など老人クラブや町内会の活動を通し、地域との結びつきを強化していくための場として、コミュニティセンターが利用されている状況にある。

こうした中、昭和48年に建設された高齢者と母子の教養の向上と健康増進を目的とした「老人憩の家」は、市街地の6ヶ所ある町内会の老人クラブ「七福老人クラブ」のレクリエーション、交通安全教室などの活動や屋外での花壇・菜園づくりの活動が行える高齢者の憩いの場となっているほか、美深町の老人クラブ連合会の総会等の会場としても利用されてきたが、老朽化等により、建替が必要な状況となっている。

また、市街地の町内会のうち、「第2町内会」のコミュニティセンターは、消防庁舎に併設していることから、他の町内会のコミュニティセンターと比較して、施設が狭小な状況となっている。

本件事業は、老朽化やライフスタイル・活動スタイルの変化に伴うバリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応により建替が必要となっている町内の市街地にある「老人憩の家」と、消防庁舎に併設され狭小で町内会の活動が制約され、緊急車両の出入りがあることから駐車スペースも限られ、周辺の路上や私有地への駐車によって交通安全上の危険も多く、別に施設の整備が急がれる「第2町内会」のコミュニティセンターを第2町内会の区域内において、一体的に整備するものであり、カラオケ、ダンスなどレクリエーション活動及び屋外での花壇・菜園づくりなどの高齢者の活動や町内会のサークル活動の場が一体として確保され、高齢者と地域住民との世代間の交流が図られることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

起業地周辺における工事期間中の騒音や振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は未利用地であり、周辺は商業地と数件の住宅等が隣接しているが、事業の実施にあたっては、周辺環境に配慮した騒音・振動対策がとられ周辺への安全対策も図られることから、周辺環境への影響は少なく、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(3) 本件事業の起業地

起業者は、交通アクセス、起業地の規模、周辺の環境など利用者の利便性の向上も含め必要とされる条件を考慮した3つの案を比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、美深町の総合計画に合致し、利用対象である老人クラブからの建設要望もあり、できるだけ早期に施行する必要性が高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。